

2018年9月19日（水）14：00～16：00

公認会計士社外役員ネットワーク研修会

「監査上の主要な検討事項（KAM）について～監査基準改訂の最新動向～」報告

2018年9月19日（水）に、公認会計士社外役員ネットワーク研修会「監査上の主要な検討事項（KAM）について～監査基準改訂の最新動向～」が、TKP市ヶ谷カンファレンスセンターにおいて開催されました。

当日ご参加いただけなかった会員・準会員の皆さまもいらっしゃいますので、当日の概要を、簡単ではございますがご報告いたします。

#### 【プログラム】

（前半）講演「監査上の主要な検討事項」

住田 清芽 氏（日本公認会計士協会 常務理事）

（後半）パネルディスカッション「「監査上の主要な検討事項」を通じたコミュニケーション」

（パネリスト 兼 モデレーター）

住田 清芽 氏（日本公認会計士協会 常務理事）

（パネリスト）

岡田 譲治 氏（日本監査役協会 会長）

吉田 修己 氏（公認会計士社外役員ネットワーク 幹事）

#### 【概要】

（前半）

前半の講義では、約40分という講義時間で、「監査上の主要な検討事項」（KAM）の概要について簡潔に講義いただいた。

KAMが導入されることとなった背景や趣旨、概要について、企業会計審議会監査部会での検討に際し実施された試行の結果も交えて解説いただいた。また、KAM以外に監査基準の改訂内容や今後の監査基準報告書の改正スケジュールについても紹介があった。

※ 前半の基調講演は、後日 E-learning で配信いたします。ご関心のある方は、是非ご受講ください。

（後半）

後半のパネルディスカッションでは、岡田 譲治 氏（日本監査役協会 会長）、吉田 修己 氏（公認会計士社外役員ネットワーク 幹事）をパネリストに迎え、住田 清芽 氏（日本公認会計士協会 常務理事）にモデレーター兼パネリストとして登壇いただき、「監査上の主要な検討事項」を通じたコミュニケーション」をテーマに、活発な議論が行われた。ここでは、その概要を紹介する。



講義風景

#### 1. KAMの目的、期待される効果、有効に機能させるために必要と考えられることはこういったことか。

(岡田氏)

- KAMについては、10年程前から検討が始まったと認識しているが、会計監査の在り方に関する懇談会の提言により適用に向けて前進した。
- 監査役等の立場からすると、今まで以上に期待される役割は大きくなると感じている。KAMの導入効果としては、KAMは監査役等と協議した事項から選定されるため、監査役等としては、監査の過程で監査人とのコミュニケーションがより充実し、監査上の論点がクリアになることが期待される。
- 今回のKAM導入の目的は、ブラックボックスと言われていた監査人の監査の過程についてより多くの情報を提供することにあると考える。特に、機関投資家やアナリスト等からの期待は大きいと思う。一方で、KAMの記載がボイラープレート化、ひな型化する懸念も否定できず、最初は手探りにならざるを得ないのではないかと。
- KAMを有効に機能させるためには、会計監査人、監査役等、執行側の間で摺り合わせ、本当に重要な事項について濃淡をつけて絞り込むというプロセスが必要であると思う。

(吉田氏)

- KAMについては、監査基準の改訂に向け企業会計審議会で審議の始まった段階で認識していたが、適用に向けた議論は非常に急速に行われたという印象であった。
- 第1四半期のレビューの報告会のときに監査人から説明があり、他の会社でも同じようなタイミングで説明され、少しずつ認識が広がっているのではないかと。KAMの導入によって実務にどの程度の影響があるのかは分からないが、会社側でも検討が始まったところであ

る。

- ・ 英国や欧州の事例では、かなり踏み込んだ記載をしている。日本で同様の対応になるとするとかなり議論が大きいのではという声も多くある。

(住田氏)

- ・ 協会ウェブサイトにも KAM についてまとめたページがある。そこに欧州やアジア諸国の先行事例を IFAC がまとめたリンク集も紹介されているので、興味があれば見てもらいたい。

※ 講義中に紹介のあった、当協会ウェブサイトにおける KAM 関連の情報をまとめたページは、以下のリンク先からご覧いただけます。

<https://jicpa.or.jp/news/information/2016/20160805ide.html>

こちらのページの下部 (IFAC ウェブサイト)

2. KAM に期待される効果は、監査人だけでなく、財務報告に係る被監査会社の経営執行側や監査役等、それから利用者の意識や行動に相互に影響を及ぼすことにより、コーポレートガバナンスや開示自体にも好影響を及ぼすことが含まれている。そのような想定されている効果を実現していくために、監査役等として、どのような対応が必要と考えるか。

(住田氏)

- ・ KAM が海外で導入されたから日本でも形式的に導入したという結果になることは、最もつまらなく意味がないことである。監査役等として、KAM の効果が発揮されるよう、意味があるものとして導入していくためにどうしていくべきか。

(岡田氏)

- ・ KAM の選定プロセスとしては、KAM を期末に突然検討するのではなく、監査計画の策定段階から期末に至る監査の過程で KAM の候補となる事項について執行側とよく話し合うことが重要である。またその前提として、事前に監査人と監査役等との間で十分な議論が必要で、絞り込みが十分にできていなかったリスク情報について、これまで以上に議論されることが望ましい。
- ・ 未開示情報に関して、必要に応じて監査人が執行側に当該情報の追加開示を促す場面も想定される。そのような場合は、監査人と監査役等が協力し、執行側に開示を促していく努力が必要とされる。社内出身者である常勤の監査役等としては、公認会計士の社外監査役等の方々に、職業的専門家としての視点から執行側に開示の必要性を説明するなどのサポートを期待している。

(吉田氏)

- ・ 会社側、監査人との間で、リスクは何かという実質的な議論をしていかなければならない。KAM の趣旨を踏まえて、会社側と監査人との間の通訳・橋渡しの役割を期待されている。岡田さんがおっしゃるような「追加開示を促す役割」は、かなり重たい役割だと感じている。
- ・ 監査人と監査役等のコミュニケーションも形式的・儀礼的なコミュニケーションになっているケースも現状はあるかもしれない。そうした状況であれば、より突っ込んだ議論をしなければいけない。

(住田氏)

- より実効的なコミュニケーションが必要であるという点に関し、昨年 11 月に JICPA が公表した試行結果でも、KAM が導入された場合に、経営者と監査人、監査役等と監査人とのコミュニケーションの深度が増すと回答が多くあった。
- 監査品質の向上は監査人の責任ではあるが、監査人だけでそれが達成することは難しい。監査役協会と JICPA では、連携に関する共同研究報告を公表・改訂しているが、特に、ここ 5 年くらい前から両者のコミュニケーションの強化を強調している。その流れの中で KAM が連携の深度を深める一つのツールになればと思っている。

(岡田氏)

- 現状においても、監査人と監査役等は、監査上の懸念事項等について十分な議論がなされていると認識している。KAM の導入によって監査人と監査役等とのコミュニケーションが今までと大きく変わることはないものの、KAM を意識することで、監査人と監査役等とのコミュニケーションがより一層深化するだけでなく、執行側も交えたコミュニケーションが重要になってくると考えている。



パネルディスカッションの様子

3. KAM の議論の中で最大の論点となるのが会社の開示との関係であり、こういった課題があるか。特に、日本基準を適用している場合に、注記が IFRS や米国基準ほど充実していないケースも多く、開示を促すという場面も想定される。そういった面で社外監査役等としてどういう役割を果たすべきか。

(岡田氏)

- JICPA による KAM の試行結果を見ても、日本基準を採用する企業の場合、KAM の記載対象となる情報が開示されていないケースが少なくない。日本企業の多くは、法令等に定められて

いないことは開示せず、ミニマムの開示とする傾向があったと思う。

- ・ 法令等で求められているものだけでなく、積極的に情報を開示することが企業価値の向上に繋がるという欧米流の考え方が日本でも今後は求められ、この点に関して監査役等に期待されるのは大きい。コーポレートガバナンス・コードでも監査役等は自らの守備範囲を狭くとらえるのではなく能動的・積極的な姿勢を体現するべきと記載されており、KAMの導入後は、取締役会での指摘にとどめるだけでなく、執行側に対して適時適切な開示を促すことも期待されることになろう。

(吉田氏)

- ・ ルールベースの開示が慣行になっている状況で、注記に追加の開示をしようとする会社側の抵抗感も大きいという気がする。導入前から逃げ腰に捉えられてしまうかもしれないが、例えばひとつのアイデアとして、注記ではハードルが高いと会社が考えている場合に、有価証券報告書のMD&A情報の部分に記載を求めるなど、まずは開示をしてもらうこと、開示を充実させることが重要である。
- ・ 監査役会設置会社の場合には公認会計士が社外監査役として就任するケースが多く、その場合には、常勤監査役の方々との連携は非常に大事である。常勤監査役の中には、必ずしも会計基準に明るくない方もおり、会計士である社外監査役等は、その経験、知識を有効に活用して、しっかりと連携しながら経営側への説明や機動的な対応をすることが求められている。

(住田氏)

- ・ 是非、監査人と監査役等の間で、より良い監査、より良い財務報告というゴールを共有していただき、それを目指して議論してもらいたい。
- ・ また、日本の会社は、基準で求められていないことを開示することに抵抗があるという話もあったが、本来、財務報告の適正表示の枠組みには、利用者が財務諸表を正しく理解するために必要な情報があれば追加で注記しなければならないというバスケット条項がある。しかしながら、日本では、監査人側も含め、適正表示の達成にどのような追加情報の開示が必要かを検討する認識が必ずしも浸透していないため、監査人側も今回のKAMをきっかけとして、本来の適正表示の枠組みの趣旨に基づき追加開示の必要性について改めて会社側と議論していくことが必要になってくる。
- ・ もし、今回のKAMの議論において、企業が追加開示をすべきと考える事項があるにもかかわらず、監査人側が財務報告の枠組みではそこまで求められていないから、というスタンスであれば、監査役等から、是非、監査人側に本当にそれでいいのか投げかけてもらいたい。

(岡田氏)

- ・ 最も重要なことは執行側が、財務報告を正しく理解してもらうための情報提供という認識を持つかどうかである。監査役等は必要と思われる追加開示について監査人を後押しする立場にあるというものの、最終的には監査人の判断に拠らざるを得ない。
- ・ た、監査人を後押しする方法として、監査役等が直接執行側に働きかけることも考えられるが、現状では残念ながら限界を感じる方も多いのではないかと。一般論で言えば、まだまだ監査役等は取締役にくらべて評価・地位が低いと見られているのではないかと。監査役等は取締役よりも報酬が安く、その一方で拘束時間は取締役より長い。社外役員としても、監査役よりも取締

役への就任を望む声が多い。日本監査役協会としては、この現状を課題として認識しており、監査役の評価・地位の向上に向けて働きかけてゆきたい。公認会計士の皆様にも社外監査役への就任を希望するよう期待している。

(吉田氏)

- ・ 一般的に、監査役の実働時間の方が取締役よりも多い会社が多いと思う。その認識は世間的にはあまり知られていないため、監査役、監査役会の役割や活動を世間の方に知っていただく、発信していくということも必要なのかもしれない。

#### 4. KAM が実効性をもって適用されるために、2021 年 3 月期の強制適用、又は 2020 年 3 月期の早期適用に向けて、監査役等として準備すべきことは何か。

(吉田氏)

- ・ 現状は、まだ監査人からの説明があったところであり、社内での検討はそれほど進んでいない状況である。
- ・ 推測であるが、監査法人側として適用時の混乱を避けるためにも 1/3、1/2 くらいのクライアントについては早期適用する方向で考えていると想定される。例えば、監査役側から監査人に早期適用するかどうかを早めに確認・相談し、早期適用を予定しているとのことであれば、監査人側から経営側、常勤監査役に説明してもらい、四者（経営側、常勤監査役、社外監査役、監査人）が連携をもった対応を取れるよう、公認会計士の社外監査役等として、是非、率先して対応していく必要がある。

(岡田氏)

- ・ KAM の議論の際に行われた試行を、各企業でも自社の状況を踏まえて実施してみてもどうかと考える。例えば、社内に精通している常勤監査役、会計専門家である公認会計士の社外監査役そして監査人の三者で、2018 年 3 月期決算において、監査人は仮に KAM を監査報告書に記載するとしたら何が該当したか、それをどのように表現したか検討し、執行側と議論してみることが有用と考える。
- ・ ま早期適用については、個社の置かれている状況によるので夫々で判断することになるが、早期適用を行うか否かに拘わらず準備を進めておく必要がある。日本基準を採用する会社の場合、開示充実化の議論を先行して執行側と行うことも考えられる。

(住田氏)

- ・ 早期適用するかどうかは、来年の夏ごろ（3月決算会社の一般的な監査契約締結時期）までに経営側も含めての判断が必要である。早期適用できるかどうかは、2018 年 3 月期の決算をベースとして KAM の候補を考え、その候補についての開示状況を確認し、具体的な議論を始めることが必要と思う。その結果、監査人が KAM の記載に当たり未公表情報を織り込む必要があるということであれば、KAM の適用に向けて会社側に開示について検討してもらい、ということが今やるべきことであると考えられる。

## 5. 最後に一言ずつコメントをいただきたい。

(岡田氏)

- KAM が有効に機能するには、機関投資家やアナリストといった監査報告書の利用者の評価によるところも大きい。「三位（執行側、監査人、監査役等）」ならぬ機関投資家等を含めた「四位」それぞれが自らの役割を果たすことが必要ではないか。KAM の記載が、日本の株式市場の活性化に繋がることを期待しており、各関係者が KAM の記載について前向きに検討してもらいたい。
- 日本企業の開示のあり方については、財務諸表の利用者目線に立ったあるべき開示を考えていかなければならない時期にきていると感じている。KAM が、そのきっかけの一つとなることを期待している。開示は、有価証券報告書等でまとめるのではなく、必要に応じ順次行うべきで、監査役等も執行側に働きかけなければならない。

(吉田氏)

- KAM に関する JICPA の試行結果なども材料にしながら、例えば、社内で勉強会を開催するなど、公認会計士としてイニシアティブを発揮してもらいたい。それが、公認会計士の社外監査役等としての存在価値を理解してもらえることにつながるのではないかと。

以上

(文責：公認会計士社外役員ネットワーク事務局)